電気料金プラン定義書
【湘南のでんき電灯Ｂ】

令和５年４月１日実施

湘南電力株式会社

目次

１．実施期日 3
２．定義 3
３．適用条件 3
４．供給電気方式、供給電圧および周波数 4
５．契約電流 4
６．電気料金 4
７．適用期間 5
８．契約電流の変更 5
９．湘南のでんきＢの定義書の変更および廃止 5
別表 7
１ 燃料費調整 7
２ 日割計算の基本算式 8

電気料金プラン定義書【湘南のでんき電灯Ｂ】（以下「湘南のでんきＢの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（低圧）（以下「電気需給約款」といいます）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへの電気を小売する時の料金その他の条件を定めたものです。

なお、湘南のでんきＢの定義書に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

１．実施期日

湘南のでんきＢの定義書は、令和５年４月１日より実施します。

２．定義

次の言葉は、湘南のでんきＢの定義書においてそれぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、湘南のでんきＢの定義書においても同様の意味で使用します。

（１）　貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

（２）　平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年１月１日から３月３１日までの期間、２月１日から４月３０日までの期間、３月１日から５月３１日までの期間、４月１日から６月３０日までの期間、５月１日から７月３１までの期間、６月１日から８月３１日までの期間、７月１日から９月３０日までの期間、８月１日から１０月３１日までの期間、９月１日から１１月３０日までの期間、１０月１日から１２月３１日までの期間、１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は翌年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。

３．適用条件

湘南のでんきＢの定義書にもとづく電気料金プラン（以下「湘南のでんきＢ」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客様向けの電気料金プランとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

（１）契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。１需要場所において動力をご使用のお客様向けの電気料金プランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを１キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、１需要場所において動力をご使用のお客

様向けの電気料金プランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（２）動力をご使用のお客様向けの電気料金プランとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

４．供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

５．契約電流

（１） 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、または 60 アンペアのいずれかとし、1 年間を通じて最大の負荷を標準としてお客さまから申し出ていただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

（２） 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

６．電気料金

（１）電気料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）で算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

（２）基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりとします。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約電流 10 アンペア	295.24 円
契約電流 15 アンペア	442.86 円
契約電流 20 アンペア	590.48 円
契約電流 30 アンペア	885.72 円
契約電流 40 アンペア	1,180.96 円
契約電流 50 アンペア	1,476.20 円
契約電流 60 アンペア	1,771.44 円

（３）電力量料金

１ヶ月の電力量料金は、電気需給約款１８（料金の算定期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。なお、別表によって算出される燃料費調整額を加算または減算します。

１段料金	最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	34.86 円
２段料金	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの１キロワット時につき	41.46 円
３段料金	300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	45.55 円

７．適用期間

（１） 適用開始日は、電気需給約款６（電気需給契約の申込み）に定める電気需給契約の申込みの場合には、電気需給約款１０（供給の開始）（１）に定める需給開始日とし、電気需給約款３１（他の電気料金プランへの変更）に定める電気料金プランの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

（２） 適用期間は、（１）に定める適用開始日から電気需給約款３３（電気需給契約の廃止）に定める廃止期日または解約日までとします。

８．契約電流の変更

（１） 当社が、お客さまから契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

（２） お客さまはやむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から１年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。

（３） 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、電気需給約款４（この需給約款等の変更）（４）、（５）および（６）に準じます。

９．湘南のでんきＢの定義書の変更および廃止

（１） 当社は、湘南のでんきＢの定義書を変更する場合には、電気需給約款４（この需給款等の変更）に準じます。

（２） 当社は、湘南のでんきＢの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

（３） 湘南のでんきＢの定義書の廃止に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、電気需給約款４（この需給約款等の変更）（４）、（５）および（６）に準じます。

別表

1 燃料費調整

（1） 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝A × α ＋ B × β ＋ C × γ

A＝各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0047　β＝0.3829　γ＝0.6581

また、各平均燃料価格計算期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、少数点以下第１位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 94,200 円を下回る場合

燃料費調整単価

＝（94,200 円 － 平均燃料価格）×（（４）の基準単価 ÷ 1,000）

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 94,200 円を上回る場合

燃料費調整単価

＝（平均燃料価格 － 94,200 円）×（（４）の基準単価 ÷ 1,000）

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	その翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年 2 月 29 日までの期間）	その翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

④　燃料費調整額

その 1 月の使用電力量に（１）②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（２）　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 3 厘

（３）　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、（１）①の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格及び（１）②によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページにおいてお知らせいたします。

２ 日割計算の基本算式

電気需給約款２１（日割計算）に定める日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

（１）電力量区分を日割する場合

イ　第１段階料金適用電力量＝１２０キロワット時×（日割計算対象日数÷３０日）

なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の１２０キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ　第２段階料金適用電力量＝３００キロワット時×（日割計算対象日数÷３０日）
－第１段階料金適用電力量

なお、第２段階料金適用電力量とは、１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

（２）（１）に規定する第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。